

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
1	札幌市病院局職員健康診断業務(単価契約)	令和2年4月1日	札幌市職員共済組合	12,408,308	本市では、すべての任命権者が統一して「札幌市職員共済組合」に長期的な健康管理対策を行わせており、札幌市職員共済組合健康管理センターが業務を実施することにより、健康診断から保健指導まで一貫した検診体制の確立が実現し、将来にわたり長期的かつ適切な健康管理が可能となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	総務課職員係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
2	職員深夜業務従事者健康診断業務(単価契約)	令和2年4月1日	公益財団法人北海道結核予防会	1,218,365	当該契約の相手方は、当院所属職員の定期健診業務を札幌市職員共済組合から受託しており、当院医師等の医療従事職員の検診機関と同一であることから、同一の基準及び方式に基づいた検診結果が得られ、総合的な検診結果、記録の管理が可能である。このため、効果的かつ効率的な健康診断業務の遂行及び職員の健康増進の観点から、当該契約の相手方に本業務を委託することが適当であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	総務課職員係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
3	市立札幌病院医療ガス設備等保守点検業務	令和2年4月1日	北海道エア・ウォーター株式会社 道央支社産業支店	10,382,130	本業務については定期的な保守点検の他、緊急時の安全・迅速な対応が必要であるため、当該設備のシステムを十分熟知している必要がある。また、医療法に基づき医療用ガス供給設備の保守点検業務を外部に委託する際は、医療関連サービスマーク制度の認定基準に適合している体制を有していなければならない。この条件を満たす者は当該設備の設計・施工業者である上記業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
4	市立札幌病院ハイブリッド井水処理システム保守管理業務(単価契約)	令和2年4月1日	オルガノ株式会社 北海道支店	12,650,000	本業務当該機器の構成、運転制御等はメーカーであるオルガノ独自の技術に基づき設計されており、当該機器の運転管理については社外への技術供与等を行っていないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
5	市立札幌病院一般廃棄物収集運搬処理業務(単価契約)	令和2年4月1日	一般財団法人 札幌市環境事業公社	8,476,050	札幌市における事業系一般廃棄物に係る収集・運搬許可が、平成6年度から上記公社のみに与えられているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
6	市立札幌病院役務契約最適化等支援業務	令和2年6月30日	株式会社・ポストン・コンサルティンググループ	削減額に対し30%	令和元年6月から(株)ポストン・コンサルティング・グループ(以下、「ポストン」という。)が行った収支改善のための初期診断(以下、「初期診断」という。)では、既存委託契約の仕様書解析や現場へのヒアリングを行い業務実態や体制などを把握、委託量と単価の両面から分析することで、委託費の適正化や体制加算に最適化の余地があることが報告された。 特に建物総合管理契約については、病棟清掃業務の適正化を図ることで、人工削減が実現可能である旨報告された。 ポストンは平成30年11月に初期診断を行い実施した、夜間看護補助体制加算取得支援業務についても、加算の取得を実現し、1.5億円/年の効果額を出す実績を上げており、今回の建物総合管理業務における適正化業務においても効果を出すことが期待できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課経理係	令和2年7月31日
7	FDGスキャン注(185MBq 2mL×5V ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	11,187,000	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
8	FDGスキャン注(185MBq 2mL×6V ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	5,071,440	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
9	FDGスキャン注(185MBq 2mL×4V ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	4,972,000	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
10	FDGスキャン注(185MBq 2mL×3V ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	3,132,360	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
11	Mo-99 Tc-99m ヲヅテック(3.7 GBq ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	2,148,300	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
12	ダツトスキャン静注 167MBq(167MBq×1本 ヲヅ)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	1,978,900	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
13	I-123 パービューザミン注 167MBq(167MBq×1本)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	1,583,230	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
14	Tc-99m ニューロトロフ注射液 第一(600MBq x 1本)	令和2年4月1日	公益社団法人 日本アイソトープ協会	1,433,850	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
15	RBC-LR2 赤血球液-LR「日赤」2	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	35,462,625	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
16	IRPC-LR10 照射濃厚血小板-LR「日赤」10	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	34,079,074	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
17	IRPC-LR20 照射濃厚血小板-LR「日赤」20	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	17,801,992	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
18	新鮮凍結血漿-LR「日赤」240	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	13,785,473	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
19	IRPC-LR15 照射濃厚血小板-LR「日赤」15	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	8,091,864	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
20	Ir-RBC-LR2 照射赤血球液-LR「日赤」2	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	3,470,465	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
21	新鮮凍結血漿-LR「日赤」480	令和2年4月1日	日本赤十字社北海道 ブロック血液センター	3,115,827	当該物品の取り扱いが唯一可能な業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課用度係	令和3年3月31日
22	2019新型コロナウイルス検出試薬キット	令和2年5月1日	株式会社ムトウ	2,101,000	新型コロナウイルス感染症の発生による蔓延防止等のための医療材料の購入を直ちに行う必要があったため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)	経営企画課用度係	令和2年5月22日
23	在宅酸素療法用機器賃貸借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	北海道エア・ウォーター株式会社 道央支社産業支店	20,735,000	当該装置の維持管理及び借受が可能な唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
24	在宅人工呼吸器賃貸借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	北海道エア・ウォーター株式会社 道央支社産業支店	18,787,560	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
25	在宅人工呼吸器賃貸借 その2(単価契約)	令和2年4月1日	明成メディカル株式会社	871,200	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
26	在宅持続陽圧呼吸療法用 機器賃貸借 その2(単価 契約)	令和2年4月1日	明成メディカル株式会社	11,332,200	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
27	インスリンポンプ機器賃貸 借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	株式会社竹山 中央支 店	2,007,500	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
28	在宅栄養補助療法機器賃 貸借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	株式会社ほくやく 札 幌支店	879,120	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
29	紫外線殺菌機器賃貸借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	株式会社竹山 中央支 店	16,790,918	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
30	排痰補助装置賃貸借 その1(単価契約)	令和2年4月1日	北海道エア・ウォー ター株式会社 道央支 社産業支店	1,082,400	すでに在宅患者が使用している機器については、業者変更により年度ごとに機器の取替を行うと、機器の入替、再調整等により患者の身体に大きな負担がかかるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日